

柏崎港における防波堤等の釣り利用について（案）

平成24年 8月 22日

立案者  
柏崎釣遊紳士会 杉野

## はじめに

海洋基本法に基づき国土交通省港湾局から、国民の海洋レクリエーションに対するニーズの高まりへの対応をするとともに、地域振興にも資する為、「港湾施設の多目的使用に関するガイドライン」が策定されました。

平成20年の柏崎港西防波堤での釣り人の転落事故以降、立ち入りが禁止されている柏崎西防波堤についての、釣り場として利用をすることの可否判定と管理運営体制の構築のための検討材料として本資料を作成しました。

ガイドラインに沿って検討項目を記載しています、釣り場として管理運営については、今年の観光協会の釣り大会の際の「管理運營業務要領」から引用しています。

既に実施している新潟港第2防波堤での管理方法も参考にしています。

### 1. 釣り利用の可否を判断するための検討項目

#### 1-1 利用範囲

##### ①柏崎港西防波堤

入り口立ち入り禁止柵より1kmまでの防波堤内側とする。

外側テトラポット帯は立ち入り禁止とする。

釣り大会での開放範囲は400mであったが、釣り人のニーズと安全管理を考慮し、1kmでスタートする。

##### ②構内岸壁

現在も立ち入り禁止ではあるが、家族連れ等の釣り客で賑わっており立ち入りが容認されています。

釣り人も荷役作業への妨げにならないように留意しています、現状のままでの継続を望みます。

##### ③鵜川左岸導流堤防

同様に立ち入り禁止となっています、堤防高さが低い為に荒天時に波が乗り越えることが懸念されていますが、港内であり西堤防より先に波が乗り越えることは無く、今までに事故の発生はありません。

#### 1-2 管理運営体制

管理対象施設は西防波堤とする。

観光交流センター「夕海」を管理棟とし、8名での管理体制とする。受付、巡回、避難誘導、救助、利用者への情報提供などを実施する。

具体的にはNPO法人などを立ち上げて運営し、日の出から日没までを開放時間とする。

日の出から正午までと正午から日没までの2シフトとし、それぞれ4名体制で業務を担当する。

### 1-3 安全対策

- ①施設閉鎖（中止）基準の作成  
昨年の釣り大会実施の際に作成済み。
- ②救命浮環（ロープ付き）  
設置数は要検討。
- ③上陸用縄梯子  
設置数は要検討。
- ④1 km地点の進入禁止柵
- ⑤防波堤外側の立ち入り禁止柵又はロープ等の設置
- ⑥救助用舟艇  
自前で準備？又は委託契約？、要検討。
- ⑦救命胴衣の着用徹底（希望者は貸し出し）
- ⑧救助マニュアルのスタッフへの教育・訓練  
救助マニュアル（防災・救助組織体制）は作成済み。  
落水、病気、津波 等に対応する。
- ⑨開放期間は3月1日～11月30日とし、冬季及び夜間は中止する。

## 2. 管理運営に必要な検討項目

### 2-1 施設管理運営基準

昨年の釣り大会の際に作成した「施設運営業務要領」が既にあるので一部見直し改定をして運営基準として運用する。

### 2-2 費用負担

- ①管理棟費用、安全設備設置費用等、立ち上げに際しての費用は県及び柏崎市からの助成と寄付を募るなどが必要と考えられます。
- ②NPO法人の運営は入会金、年会費、会員賛助金で賄う。  
事故の際の賠償金は防波堤に対して保険加入する、新潟第2防波堤での昨年実績では年間15万円程度、1事故3億円くらいとのこと。
- ③釣り人からも利用料を徴収し、スタッフの経費等に充当する。  
新潟第2防波堤では500円、回数券やシルバーパス等有り。  
柏崎西防波堤でも500円程度が妥当と考えられる。

### 2-3 利用のルール作り

「施設運営業務要領」に入場資格、禁止行為が定められている。  
必要があれば見直し改定をする、関係者にて要検討。

現行の規定に記載されている内容は以下となっています。

- ・参加禁止者  
(1)小学生未満の人

- (2) 保護者（成人）の同伴または引率の無い小学生
- (3) 介添え者が同行しない車椅子や杖の補装具を使用される人
- (4) 他人に危害を及ぼし、もしくは迷惑になる恐れのある人、または動物を携帯する人
- (5) 酒気を帯びていると認められる人
- (6) 他人の迷惑となる行為をし、または施設を損傷する恐れのある人
- (7) 施設を利用することがその人にとって危険であると認められる人

・禁止行為

- (1) 所定の場所以外（立ち入り禁止区域）での釣り行為
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる恐れのある行為
- (3) 繁忙時において、必要以上に場所を占有する行為
- (4) ゴミを持ち帰らない行為
- (5) 施設を損傷又は汚損する行為
- (6) 飲酒行為
- (7) 喫煙場所以外での喫煙
- (8) 許可の無い物品の販売、募金その他これに準じる行為
- (9) その他、大会運営上支障があると認められる行為

2-3 利用者への情報提供

NPO法人の設立とホームページを開設し、ガイドラインP27に記載された「表-2.10 情報提供内容の具体例」に準じて事前に情報提供します。

表-2.10 情報提供内容の具体例

種別	情報提供内容の具体例
施設概要	施設構造図、水深、地形（傷害物）
運用方法	利用可能な期間・時間、閉鎖基準、費用負担
ルール	ルール、注意事項、退避の方法・経路、緊急時の対応方法・連絡先
天候	天気予報（天気、気温、水温、降水確率、日出・日没時間、注意報）
	風況、波浪（風向き・風速、波高）、天文潮（潮、干潮水位・時間）
釣り情報	季節別の釣魚・釣法、最新釣果
その他	周辺のイベント開催、臨時閉鎖、盗難への注意喚起

※国土交通省港湾局発行のガイドラインから転載

情報提供の方法はホームページの他に必要に応じて看板、パンフレットやちらしを入場時に配布する等、適切な方法を関係者で検討する。

3. 柏崎港の概要図

別紙1に柏崎港と周辺の概要を示しますので参照ください。